

南和広域医療企業団
令和4年第1回総務委員会

開催日

令和4年3月2日

南和広域医療企業団議会 令和4年第1回総務委員会

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○傍聴者	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○会議録署名委員の氏名	3
○委員会出席要請確認	3
○審議事項確認	3
○1. 付託議案について	
(1) 議第1号 令和3年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第3号） について	4
(2) 議第2号 令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について	14
(3) 議第3号 南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例 の一部を改正する条例について	32
(4) 議第4号 南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例 の一部を改正する条例について	32
○2. 報告事項	
(1) 令和3年度診療状況について	4
(2) 令和3年度決算見込について	4
(3) 南和広域医療企業団中期計画について	14
○3. その他	35
○審議終了	38
○継続審査申出	38
○委員長報告	38

○閉会宣告	39
○署名委員	40

南和広域医療企業団議会 令和4年第1回総務委員会会議録

令和4年3月2日（水）午後2時20分開会

午後3時50分閉会

出席議員（13名）

委員 秋本登志嗣
委員 藤本昌義
委員 松田哲子
委員長 銭谷春樹
委員 小西規夫
委員 玉岡紀生
委員 大丸仁志

委員 藤富美恵子
委員 北マユ美
委員 脇坂博
委員 別所誠司
委員 和田晃裕
委員 松本博行

欠席議員（0名）

傍聴者（2名）

説明のため出席した者の職氏名

企業長 杉山孝
副企業長 松本昌美
人事課長 森田英之
経営管理課長 中西哲也
総務企画課長 安満英之

副企業長 園田正行
事務局次長 大西和徳
財務用度課長 辻村早希子
医事課長 和田光司

（吉野病院）

事務長 大谷保

（五條病院）

事務長 佐々岡正

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森 本 哲 二	書	記 成 田 篤
書	記 今 北 智 之	書	記 内 田 恭 介

◎開会宣告

○銭谷委員長

ただいまから総務委員会を開会します。

本日の出席委員は13名ですので、委員会条例第11条の規定による定足数を満たしており、会議が成立していることをご報告いたします。

本日の委員会は委員会条例第15条の規定により、公開としていますので、傍聴を許可することをご了解願います。

なお、本日の委員会における質疑及び答弁は全て着座のまま行っていただきますよう、お願いいたします。

◎会議録署名委員の指名

○銭谷委員長

次に、会議録署名委員を指名いたします。私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

それでは、私から署名委員を指名いたします。

大丸委員、藤富委員を署名委員に指名いたします。

◎委員会出席要請確認

○銭谷委員長

次に、当委員会の出席を求めました文書の写しをお手元に配付しておりますので、ご承願いたします。

◎審議事項確認

○銭谷委員長

さて、当委員会につきましては、本会議より付託を受けました議案等について審議を行います。

委員会の進行につきましては、次第に基づき、「1. 付託議案について」の審議に併せて、「2. 報告事項」も併せて理事者側より説明及び報告を求め、最後に「3. その他」についてご審議いただく形で進めたいと思います。

◎ 1. 付託議案について

(1) 議第1号 令和3年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算(第3号)について

◎ 2. 報告事項

(1) 令和3年度診療状況について

(2) 令和3年度決算見込について

○ 銭谷委員長

はじめに、「1. 付託議案について」、審議を進めます。

議第1号「令和3年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算(第3号)について」を議題といたしますが、関連する次第の2. 報告事項の(1) 令和3年度診療状況について及び(2) 令和3年度決算見込についても併せて理事者の説明を求めます。

○ 園田副企業長

委員長。

○ 銭谷委員長

園田副企業長。

○ 園田副企業長

副企業長の園田でございます。委員長からご配慮いただきましたので、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、まず、最初に報告事項の(1) 令和3年度診療状況につきまして説明をさせていただきます。お手元の水色の表紙でございますが、総務委員会説明資料をお願いしたいと思います。水色の資料をお願いしたいと思います。

表紙をおめくりいただきまして、グラフがございますけれども、説明をさせていただきます。1ページでございますけれども、南奈良総合医療センターにおける新型コロナウイルス

ルス患者の入院の受け入れ状況でございます。縦が入院患者数でございます、現在は専用病床を44床まで設けているという状況です。

山が6個ございまして、現在第6波と言われる状況でございます、柿色で着色したところが南和地域の住民の方が入院をした数ということになります。円グラフを2つ記載しておりますが、左側、一昨年の4月からの地域別の割合ということになります。右側の円グラフが2か月前、昨年12月からの状況ということになりまして、いわゆる第6波における地域別割合をお示しするものでございます。全期間で見ると南和地域の住民の方が利用された割合が34%でございますが、第6波では、南和地域におきましても、これまでになく患者が発生をいたしまして、入院患者の割合としては約6割という状況になってございます。

おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。2ページは南奈良総合医療センターにおける新型コロナウイルスの発熱外来の状況ということになります。ご覧のとおりでございます、発熱外来での患者数が増えているという状況です。特に年明けの1月の中頃から急激に増加をしております、1日あたりの検査数、これを表したグラフでございますけれども、これまでの検査数を遥かに越える、そんな状態でございます。こういった状態で救急外来の一角で発熱外来を実施しているわけですが、発熱外来に患者が増えまして、患者同士の感染といいますか、交差感染の危険もございますので、病院を出ました所に専用の待合スペースを急遽設置いたしまして、安心・安全に外来診療が受診できるような、そういった工夫も行っているところでございます。

おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。これは、令和3年3月末からの救急搬送の困難となった事案の数と新型コロナ新規感染者数の推移の関係を表したグラフでございます。新規感染者数の推移を青色で表しております、救急搬送困難事案の数につきましては、灰色が広域消防組合、全体の数でございます。ご覧のとおり、新規感染者数が増加いたしますと、それに伴って搬送困難となる事案の数が増えるという傾向にございます。1月にも搬送困難になったケースが増えているというような報道もございました。

一方、南和地域管内の消防の状況でございますが、黒太線の折れ線で表しております。南和地域管内の消防署で発生をした搬送困難事案の数につきましては、これまでから通常1週間あたりで1件あるかないかという状況だと思いますけれども、新型コロナの新規感

感染者数の増加で搬送困難となった事案が増えているかということ、数字の上ではそういった状況が見られていない。本年1月に入りまして特に増加しているという状況は見られないというふうに考えております。

おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。4ページからは診療状況のうち、12月までの入院診療の状況でございます。通常診療の状況ということで、一番上の南奈良総合医療センターの左側のグラフをご覧いただきたいと思いますが、これは1日あたりの入院患者数を表したものでございますが、オレンジの折れ線グラフが今年度の状況でございます。今年度は5月から10月にかけて、落ち込みがあったという状況でございます。いわゆるコロナ病床を維持していくために、職員のやりくりで5月から10月の間、一部の病棟を閉鎖いたしました。その影響であるというふうに考えております。ただ、その横の診療単価のグラフをご覧いただきたいんですけども、その分、手がかかっている分、診療単価は高めで推移をしているという状況です。

それから、右側に参考ということで、地域別の利用状況を記載しております。青色が南和地域の住民さんが利用された割合を示しているものでございますけれども、南奈良総合医療センターで大体85%前後、その下の吉野病院と五條病院では、大体95%前後、地域にお住まいの方にお使いいただいているという状況です。

次に、おめくりいただきまして、資料の5ページですけども、こちらは外来診療の状況でございます。こちらが一番上の南奈良総合医療センターの左側のグラフをご覧いただきたいと思いますが、オレンジ色が今年度、2021年の状況でございます。青色の点線が昨年度の状況。灰色が一昨年の、いわゆるコロナ前ということになりまして、外来患者の来院数につきまして表したものでございますけれども、外来患者につきましては、ほぼコロナ前までに回復をしたというふうに考えております。右隣の縦の棒グラフでありますけれども、診療単価につきましても、これも高めに推移をしております。ただ、初診患者につきましては、まだ少し伸び悩みというか、そういった状況が見られております。

それから、外来患者につきましても右側に地域別のこれまでの5年間の利用状況を記載しております。南奈良総合医療センターで83%から84%くらいで、吉野病院と五條病院では93%から95%くらいで、これくらいの割合で地域にお住まいの方にお使いをいただいているという状況です。

また、おめくりをいただきまして、6ページでございますが、救急外来の状況について

説明をさせていただきます。一番上の枠で囲んだところでございますが、12月までの状況ですが、トータルで9,168人につきまして、救急外来で受け入れをしたという状況です。内訳になりますが、このうち7,342人が南和地域にお住まいの方ということになりまして、全体の約8割という状況になってございます。右の枠囲みの中にグラフを3つ描いておりますけれども、病院にお越しになる手段別でグラフを作成したものでございますけれども、青色の27.7%が救急車で搬送された方、それから、黄色になりますけれども、自力、ウォークインでお越しになる方が71.3%という状況になっています。それぞれ地域別に見ますと、いずれも大体8割くらいが南和地域にお住まいの方にご利用をいただいているということで、ウォークインが少しその割合が高くなっているという状況です。

それから、下の方に表で66件というところを赤色の丸で囲っておりますが、ドクターヘリの受け入れの状況になります。12月までで87件の受入れがございまして、そのうちの66件につきまして南和地域にお住まいの方に関わって受け入れをしているということになります。その市町村別の内訳につきましては、右側に表で記載をしたとおりでございます。

また、おめくりをいただきまして、資料7ページでございます。これは救急車による搬送の受け入れ状況でございます。救急車のイラストの下に数字を書いておりますが、それをご覧いただきたいのですが、南和地域管内の救急搬送件数になりますが、12月までで3,238件ございまして、このうち南奈良総合医療センターに要請がありました件数が2,349件ということで、全体の72.5%要請があったという状況です。残りの27.5%につきましては、かかりつけ医療機関へ直接搬送であるとか、3次救急であるとか、高度救命救急ということで、最初から医大とか他の医療機関に要請をして搬送ということになりまして、南奈良総合医療センターには要請がなかったものでございます。要請のありました2,349件につきましてですが、このうち2,091件につきまして受け入れをしたという状況でございます。要請のあった2,349分の2,091ということになりまして、率に直しまして89%受け入れをしたと。応需率が89%という状況になっています。資料の右上の方に灰色でパーセンテージを書いておりますけれども、開院以来の応需率を記載しておりまして、大体90%前後を維持しているという状況になっております。応需率につきましては、ベッドコントロールなど工夫できるものについては努力をして、少しでも応需率高められるように努力をしてまいりたいというふうに考えています。

それから、もう1つこの資料でご覧いただきたいところが、資料の下の方に同じく灰色でちょっと小さめの丸で率を書いた折れ線グラフを書いておりますけども、これは1日あたりの搬送件数の推移を折れ線グラフで記載をしたものでございまして、搬送件数ですけども、再編前、企業団ができる前ですと、3つの病院の合計が大体5.7件ぐらいの受入れであったんですけども、現在は約2倍の毎日10件前後の救急の受入れをしているという状況でございます。診療状況につきましては、以上のとおりでございます。

次に、報告事項の(2)令和3年度の決算見込について、説明をさせていただきます。同じくおめくりをいただきまして、資料8ページ、説明資料の2ということで、令和3年度の決算見込について、ご説明を申し上げます。

まず結論から申し上げます。一番下の行に、7、純利益のところでございますけども、1,789とありまして、17億8,900万円の大変大きな黒字を見込んでおります。その理由でございますけども、上段の上から3行目の入院収益につきましてですが、新型コロナウイルス感染症の患者対応で診療単価が上がっていること。それから、その下の外来収益のところですけども、コロナ対応のほか、難病治療であったり、がん化学療法の実施などによりまして、こちらも診療単価が上がっておりまして、そういった状況でいずれも収益がわずかに増加をしているという状況です。それから、エの国・県補助金のところですが、新型コロナウイルス感染症患者の専用の病床を確保しておりますけども、それに対しまして国からの補助金の収入が当初よりも8億円余り増えているという状況になっています。それから、(2)の医業外収益のところですけども、増減理由のところにも記載をしておりますけども、長期前受金と申しまして、病院建設の際に交付をいただいた多額の補助金につきましてですが、これは交付された時に、その年度の収益とするのではなくて、毎年度、減価償却に合わせて収益化をしていくこととなりますけども、ただ、減価償却を終えているものの、収益化できていない額がいくらか積み残っております。このため、公認会計士に相談をいたしまして、今回、実際の財務状態に合うようにするというので、経理の解釈を変えまして、収益化をすると。約12億円追加をして収益化をするという経理処理を行うことといたしました。こういった事情がございまして、収益が大きく増える見込みとなっております。

その一方で、費用の増加もございます。入院、外来収益が増えたことに伴いまして、医薬品費等の材料費が幾分増える見込みでございます。それから、給与費に関しましてです

が、退職給付引当金につきましても、これまでは財政状況を見ながら、引き当てを行っていたわけですが、今回、この年度末までに必要となる額、その額まで計上すると、約5億円余り積み増しをするということといたしました。退職給与の引当金につきましても、これも実際に必要となる額に合致をするという状態になるというふうに考えております。

これらの収入支出の結果、本年度末で17億8,900万円の収益が発生する見込でございます。決算見込につきましては以上でございます。

続きまして、議第1号、「令和3年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第3号）につきまして」説明をさせていただきます。

肌色の令和4年第1回定例会議案説明資料をお願いいたします。肌色の資料をお願いいたします。

肌色の資料の1ページでございまして、「令和3年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算案（第3号）について」でございます。ただいま令和3年度の決算見込を説明させていただきました。予算のうち、現金を伴う収入支出の予算に関しまして、予算の補正をお願いするものでございます。

まず、病院事業収益でございますが、新型コロナウイルス感染症患者、それから難病患者、あるいは化学療法患者等が増えていることによりまして、入院収益と外来収益がわずかに増収するという見込みでございますので、それぞれの歳入予算について、総額で2億7,000万円の増額の補正をお願いするものでございます。

また右側でございますが、病院事業費用につきましては、収入の増加に伴いまして、医薬品費等の材料費とかに不足が生じる見込みでございますので、所要額として1億8,000万円の増額の補正をお願いするものでございます。

以下、2ページ、3ページは、その詳細についての資料となっておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上が補正予算（第3号）の内容でございます。ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○銭谷総務委員長

ご苦勞様でした。

理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第1号及び次第の2、報告事項の(1)、(2)に関して質疑のある委員は挙手をお願いします。

○松田委員

委員長。

○銭谷総務委員長

松田委員。

○松田委員

すみません。2ページの南奈良総合医療センターにおける新型コロナウイルス発熱外来の状況ということで、第6波では一日あたり検査数が急増ということでグラフの方でもなっていますが、これの陽性率というのはどれくらいあったのか教えていただけますでしょうか。

○松本副企業長

委員長。

○銭谷総務委員長

松本副企業長。

○松本副企業長

この第6波に至りますと、かなり感染力が拡大しておるということもございまして、検査数のうちの大体30%ぐらいが陽性というような数字になっております。以前は、まだそれこそ10%を切っておったような状況でございましたけども、この第6波に至ってはそんな状況でございます。以上です。

○松田委員

はい。

○銭谷総務委員長

松田委員。

○松田委員

すみません。陽性率が30%ということで、今、橿原市の方、五條市の方でも検査の方をしていただけているということで、南奈良に集中することは、ちょっと分散して負担の軽減を図ることはできなかったのかなとか、3病院とのそういう検査の方の分散とか、できなかったのかなと思ったりするんですが、南奈良の医師は大変な状況というこ

とで聞いてましたので、ちょっとそこら辺、陽性率と、そして検査の分散を対処できへんかったのかなと思ってお聞きしました。教えていただけますか。

○松本副企業長

委員長。

○銭谷総務委員長

松本副企業長。

○松本副企業長

委員ご指摘のとおりでございまして、特に、南和の医療圏で発熱外来として診ていただいているところがですね、五條市が10件余しでございまして。吉野郡については3件と、あとそれぞれ村の公立の診療所が発熱外来として対応いただいているという状況でございまして、実は南奈良総合医療センターにつきましては、コロナの重点医療機関ということで、今ご指摘いただいたように、あまり発熱外来として多くの方を受け入れておりますと非常に外来が、医療資源といえますか、手が取られましてですね、非常に逼迫して、本来の重点医療機関としての役割でございまして入院あるいは救急についてですね、対応が困難になることがございます。そういう意味もございまして、できるだけ分散して発熱外来を対応していただきたいというふうに考えて、南奈良総合医療センターは発熱外来としてはあえて公表はしておらないんですけれども、五條病院、吉野病院については発熱外来として公表しておりますけれども。一方、地域の診療所の先生方のところで、発熱外来自体もですね、数が少ない上にですね、実は公表されているところは、五條市では五條病院のみということで、あとの診療所の先生方が公表されていないという実態がございまして。吉野郡では吉野病院と、それから先ほど申しました村の診療所、そして大淀町の普通のクリニックが公表されておられますけれども、いわゆるそれぐらいのもんですから、非常に住民の方々が発熱外来どこにあるということ認識ができてないものですから、どうしても南奈良行けば何とかなるやろということで、どうしても集中してしまっております。

県の方からも、毎週やっております関係医療機関とのコロナの連絡会議でもですね、発熱外来をしっかりと認定いただくように医師会の方の働きかけ、あるいは、それを公表していただくようにということで、随分働きかけていただいているんですが、やはり地域差がございまして、奈良市なんかは比較的多くの開業医が居て、しかも割と公表して発熱外来をやっておられるんですけれども、それでもまだまだ少ないものですから、そういった

意味で、特にこの南和については非常に少なかったもので、集約といたしますか、集まってしまったと。おまけに、感染拡大した奈良でありますとか、生駒の市民の方々がね、南奈良へ行けば何とかなるんじゃないかという、ちょっと報道で少しこちらが取り上げられたとかいたしましたので、そういったこともございましたので、やや発熱外来としては逼迫していると、そんな状況でございます。以上です。

○銭谷総務委員長

松田委員、よろしいですか。

○松田委員

すみません、もう一つだけ。

○銭谷総務委員長

松田委員。

○松田委員

すみません、委員長。公表されていないところが多いということですが、今発熱の方で不安があった場合とかやったら、シャープの方で電話で相談してどこがしてるのかということでも聞いたりとかいうことをされるんですが、その公表されていないところは、そういう相談、県庁の方も24時間対応で相談乗ってくださってるということで、病院の方の紹介もしてくれてるんですが、そこはやっぱり公表されていないところは、そこでも公表されないんでしょうか。

○松本副企業長

委員長。

○銭谷総務委員長

松本副企業長。

○松本副企業長

恐れ入ります。基本的にはやはり公表はしないということでございますので、一旦かかりつけの先生方にご相談ください、とかってというような振り分けはしておるのかもしれませんが。一方でまた、シャープのところはちょっと分かりませんが、保健所も含めまして、なかなか保健所機能が逼迫しているといいますか、十分機能してないようなところもあったんだと思うんですけども、そういったこともあって当院の方にどうしてもおいでになることが多かったと、というような現状だと思います。よろしゅうございますでしょ

うか。

○松田委員

ありがとうございます。

○銭谷総務委員長

よろしいですか。

○松田委員

そちらの方がもう少し整備されて集中してなかったら、もう少し医療危機のところ、本当に高度なコロナ急性のところの医療の方を担うことができるのかなと思うんで、またそちらの方も整備していただけたらええのかなと思うんで、よろしく願いいたします。

○銭谷総務委員長

他に質疑のある委員はいませんか。

○和田委員

はい。

○銭谷総務委員長

和田委員。

○和田委員

すみません、8ページですかね。病院事業会計決算見込についてですけども、長期前受金収益化額の増ってこれちょっと、もうちょっと分かりにくいんで、もう少し詳しく説明してもらわな、これどういうことかなと。

○園田副企業長

委員長。

○銭谷総務委員長

園田副企業長。

○園田副企業長

長期前受金といいますのは、病院を建設したとき大体160億円ぐらいかかっておるんですけども、それについて補助金と、例えば地方債を組んでいただいて、その負担金を県、各市町村さんからいただいておりまして、企業団としては負担なしでやらしていただいております。いっときに160億円収入があるんですけども、収入をいただいたときの収益とするのではなくて、毎年度、建物については減価償却ということで、毎年度少しずつ

費用化をしていくわけですがけれども、それとの見合いでそういった補助金をですね、長期前受金という形で、少しずつ取り崩して収益化をするという仕組みになっております。ただ、その減価償却と長期前受金の収益化、いつときにいただいた百数十億円のお金ですね、その収益化について若干のずれが生じまして、ずれが約12億円生じておるといふふうにご理解いただけたらいいと思うんですがけれども、その12億円を今回、今年度末で収益化をさせていただくということでございます。

○和田委員

不足12億円なされたのが、5億円の黒字ですよみたいな話ですかね。

○園田副企業長

はい。

○銭谷委員長

他にありませんか。

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。お諮りいたします。

議第1号「令和3年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第3号）について」、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

議第1号については、原案どおり可決することに決しました。

◎1. 付託議案について

（2）議第2号 令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について

◎2. 報告事項

（3）南和広域医療企業団中期計画について

○銭谷委員長

次に議第2号「令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について」についてを議題といたしますが、関連する次第の2. 報告事項の（3）南和広域医療企業団中期計画についても併せて理事者の説明を求めます。

○園田副企業長

委員長。

○銭谷委員長

園田副企業長。

○園田副企業長

それでは、議第2号「令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について」と報告事項の(3)南和広域医療企業団中期計画につきまして説明をさせていただきます。

まず、中期計画につきまして説明をさせていただきます。計画の本題につきましては、大変遅くなりましたけれども、お手元に本日お配りしたものでございます。その概要につきまして説明をさせていただきます。お手元の表紙水色の資料をお願いしたいと思います。9ページでございます。よろしいでしょうか。次期中期計画の概要でございます。計画の概要につきましては、昨年10月の会議でも説明をさせていただいたとおりでございます。運営に関しましては5つの柱、資料では赤字で記載をしたところでございますが、この5つの考えを柱といたしまして、引き続き構成市町村、県と連携して地域に必要な医療サービスをしっかりと提供していくというふうに考えております。

それから、右側の中段でございますが、主な取組項目ということで、新たな項目を中心にではありますが、改めてご説明を申し上げます。まず、吉野病院と五條病院の病床機能を見直すということで、これにつきましては患者ニーズというのを踏まえまして、吉野病院では療養病床の数を減らしたいと思いますが、その一方で地域包括ケア病床を増やすということ。それから、五條病院では療養病床の数を増やすということを考えております。それから、発熱外来棟の整備ということで、新型コロナウイルスなどの新興感染症への対応にもしっかりと取り組んでいくということで、安全・安心に受診をしていただけるよう、発熱外来棟という設備を新たに設けたいというふうに考えております。それから、訪問診療、訪問看護など在宅医療の充実であったり、へき地診療所への人の派遣など、へき地医療の充実にも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

それから、その下に収支見込についてということで書いております。今後5年間の収支につきましてですが、令和5年10月に電子カルテを更新いたしまして、その減価償却が令和6年度から始まります。その影響で令和6年度からは単年度赤字が見込まれるわけですが、繰越利益剰余金を充当しながら、計画期間中の累積収支につきましては、な

んとか黒字を維持できるというふうに考えております。この5年間の収支見込につきましては、もう少し詳しく説明をさせていただきたいと思っております。

おめくりいただきまして、10ページをお願いいたします。10ページは収支見込についてでございます。右上の枠囲みに今後必要となる設備投資ということで書いてございます。今後の設備投資に関しましてですが、約33億円必要になるというふうに考えております。その財源の手当てでございますが、国の補助制度、それから地方債の償還に対する交付税制度を最大限活用するというを基本と考えております。現在、構成市町村から毎年度多額の支援をいただいているわけですが、今以上に負担が生じないように負担の発生しない形で、財源の確保の目途を立てているところでございます。

次に、今後の収支見込につきましてですが、下の枠囲みでございます。これも先ほどの繰り返しになりますけれども、令和3年度に17億円余りの黒字が発生をいたします。これまでの累積欠損が9億円余りあったわけですが、それを解消いたしまして、繰越利益剰余金が約8億円発生する見込みをしてございます。

各年度の収支見込につきましては、資料の下の左のグラフに表したとおりでございますけれども、令和6年度から単年度赤字となる見込みでございます。これは、令和6年度から電子カルテ、約17億円を見込んでございますけれども、これの減価償却が本格化いたしますので、その影響ということになるわけですが、この繰越利益剰余金で補てんをしまして、5年間の累積収支につきましては黒字を維持できるというふうに考えています。

下の右側のグラフでございますけれども、これは累積収支の推移と書いたグラフでございますけれども、累積収支の推移を表したもので、グラフをご覧くださいますと、令和3年度に8億円余りの繰越利益剰余金が発生をいたしまして、その後、令和4年、5年は単年度黒字を見込んでおりますので、更に繰越利益剰余金が積み上がるわけですが、令和6年度から一転して単年度赤字が見込まれておりますので、繰越利益剰余金が少しずつ減少するということになります。それでも、令和8年度の累積収支としては294と書いてございますが、2億9,400万円の黒字を維持できる見込みというふうに考えております。

なお当然、令和9年、10年にも費用が発生をいたします。それから、さらにはこの次の大規模な更新もございますので、経営の合理化を図る努力をし続けるとともに、財源の確保については県、それから構成市町村との検討を進めてまいりたいというふうに考えて

います。

11ページ以降はさらに病院別に収支見込と経営指標をお付けしておりますので、ご参考にしていただければというふうに思います。説明は以上でございます。

次に議第2号「令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計予算」について説明をさせていただきます。肌色の資料をお願いいたします。肌色の資料の4ページをお願いいたします。南和広域医療企業団病院事業会計当初予算概要について、でございます。まず、収益的収入及び支出でございます。左側の収入のところでございますが、南奈良総合医療センターで合計84億9,779万9,000円の収入を予定しております。次に吉野病院で合計11億6,667万6,000円の収入を予定しており、五條病院では同じく10億7,868万7,000円の収入を予定しております。企業団合計では107億4,316万2,000円の収入を予定しておるものでございます。次に、右側の支出のところでございますが、南奈良総合医療センターで合計84億4,612万7,000円の支出を予定しておりまして、吉野病院では11億210万8,000円、五條病院では10億7,298万7,000円の支出を予定しております。企業団合計で106億2,122万2,000円の支出を予定しておるものでございます。以上の収入支出による収支でございますが、右横の黄色のところ、収支差引を記載してございます。南奈良総合医療センターでは5,167万2,000円の黒字、吉野病院では6,456万8,000円の黒字、五條病院では570万円の黒字ということで企業団全体では1億2,194万円の黒字を見込んでおるものでございます。

おめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。5ページは当初予算の増減理由と記載してございます。予算のポイントということになります。まず、入院収益と外来収益でございますが、いずれも本年度の実績をもとに積算をしておりまして、昨年度と比較をして、いずれも診療単価が上がっております。また、入院収益に関しましては特に、4年度から五條病院の病床を減らしますことと、外来収益では、南奈良総合医療センターの患者数がほぼコロナ前の状態に回復をしているということ、そういったことが反映されたものというふうに考えています。

次に県補助金でございますが、令和3年度から比べまして152ということで1億5,200万円増える見込としております。新型コロナウイルス感染症患者専用の病床確保の必要が続くものと考えまして、所要額を見込んでおるものでございます。

次に費用につきましてですが、給与費につきましては昨年度と比較いたしまして、退職給付引当金を今年度から計算額どおり計上させていただきたいというふうに考えていますのと、定期昇給とそれに連動する手当の増加、それから政府の方針を受けてということになります。看護師の処遇改善に伴う手当の支給ということで、これにつきましては全額国の補助金が生当りされる予定でございますが、こういった事情で昨年度と比べまして266、2億6,600万円増加をする見込みとしてございます。

それから、材料費につきましては補正予算でも説明をいたしましたとおり、コロナ対応のほか難病治療であったり、がん化学療法が増加に伴いまして高額医薬品の使用が増えていっているものでございます。

その反面、経費につきましては、リース料につきましてリース期間満了に伴ってリース料の減額、あるいは一部委託業務の見直しなどによりまして経費の削減、それから減価償却費につきましては、医療機器の減価償却の終了など127ということで1億2,700万円の費用を削減できたところでございます。

その結果、一番下の行になりますが、収支としては122ということで1億2,200万円の黒字、昨年度と比較をして118ということで1億1,800万円の増加を見込んでいるものでございます。

おめくりをいただきまして、6ページからは収益的収支につきまして収益の概要内訳を記載しております。

おめくりいただきまして7ページでございますが、7ページは同じく収益的収支につきまして費用の概要内訳を記載しております。

戻りまして4ページをまたお願いしたいと思います。4ページにお戻りいただきまして、今度は下段の枠囲みで、今度は資本的収入及び支出のところでございますが、まず左側、収入のところでございますが、南奈良総合医療センターで6億2,955万円。吉野病院で3,383万5,000円。五條病院で1,210万4,000円。企業団全体の収入合計では、6億7,548万9,000円でございます。右側に移りまして、支出のところでございますが、南奈良総合医療センターで7億977万4,000円。吉野病院で3,883万6,000円。五條病院で2,049万4,000円。企業団全体の支出合計では、7億6,910万4,000円でございます。その右側の水色の収支差引のところでございますが、一番下のところ、企業団合計の収支差引では、9,361万5,000円

不足をいたしますが、これにつきましては、青線、枠囲みで記載をしておりますが、内部留保である損益勘定留保資金で補てんをする予定としております。

次に、資本的支出の内訳につきまして説明をいたします。おめくりいただきまして、8ページをお願いいたします。8ページでございますが、資本的収支の概要内訳を記載しております。支出の方につきまして説明をさせていただきたいと思っております。下の方のイメージ図をご覧いただきたいと思っておりますが、これは資本的支出についてのイメージということになってございます。支出の概要でございますが、まず、病院改築事業費でございますが、外来棟ということで、南奈良総合医療センターで発熱外来棟を建設させていただきたいと考えております。予算は3億円でございます。それから、吉野病院ではエアコンの更新で、五條病院では患者待合室の天井扇の改修を予定しておるものでございます。それから、次に器械備品でございますが、その下に内訳を記載してございますが、まずは医療機器のうち主なものになりますが、コロナ関連では南奈良総合医療センターで初年度に発熱外来棟を建設いたします。そこに設置をするコンピューター断層装置、CTを購入したいと考えています。予算は6,600万円でございますが、全額、国のコロナ関連補助金を充当する予定としてございます。それから、その他の医療機器でございますが、手術用の鉗子セットはじめ、15品目、総額で5,449万4,000円でございますが、更新等をさせていただきたいと考えております。それから、備品関係でございますが、吉野病院と五條病院で患者用ベッドを購入させていただきたいと考えています。吉野病院では13台の更新、五條病院では7台新規で追加をさせていただきたいと考えています。それから、車両の購入ということで、南奈良総合医療センターの訪問看護用に車両を1台購入させていただきたいと考えておるものでございます。これらの財源につきましては、上段の資本的収入に記載をしているとおりでございます。設備、機器の更新につきましては、今回、令和4年度から5年間の投資計画、約33億円と見込んでおりますけれども、計画的に整備を進めていくということはもちろんでございますが、機器等の状態を見極めまして、合理的に執行をしてみたいというふうに考えております。

おめくりいただきまして、9ページからは予算書になりまして、11ページをお願いいたします。資料11ページの上段ですけれども、(債務負担行為)第5条でございます。先ほど中期計画のところの説明をさせていただきましたが、令和4年度から5年度にかけて、電子カルテシステム、医療情報システムの更新を予定しております。総額で17億3,

000万円でございますが、2年間の債務負担行為を予定しておるものでございます。

令和4年度の病院事業会計予算につきまして、説明は以上でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○銭谷委員長

ご苦労さんでした。

理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第2号及び次第の2. 報告事項の(3)に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

○北委員

委員長。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

コロナ禍の中で、病院一丸となり本当にご対応に感謝申し上げます。

質問させていただきますのは5ページであります。令和4年度の当初予算の増減理由のところなんです、コロナ禍の中で患者様、いろんな部分で看護師の皆さんがご尽力賜っております。そこで、国の制度に伴いまして、給与費、看護師の皆様方の処遇の改善という手当の増加がございます。まず、この今回予算案が示されておりますけれども、看護師の処遇改善にあたっての予算案を、金額を教えてくださいということとともに、これは段階的に、私の勘違いでなかったら、今回の処遇の改善は令和4年2月から始まり、そしてまた今年度の10月、段階的にこの給与の、処遇の改善がなされていくというふうに認識をしているんですけれども、改善の手当というのは固定してるんでしょうか。それとも、段階的に少し増えていくという状況でしょうか。まず、この点についてお尋ねをいたします。

○園田副企業長

委員長。

○銭谷委員長

園田副企業長。

○園田副企業長

看護師の処遇改善につきましてですけれども、一応国から示されていますのが、一人あたり4,000円ということで聞いていますので、それを目安として処遇改善を図ってまいりたいというふうに考えています。委員ご指摘のとおりですね、10月からは診療報酬の方に盛り込まれるようなこともお聞きしてまして、予算としては4月から9月末までの分ということで、約900万円余りの予算を見込んでおるものがございます。

○北委員

委員長。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

ありがとうございます。診療報酬の改定に伴いまして今、副企業長の方からも10月以降の分について、検討状況ということで考えたらよろしいのでしょうか。医療の今回の経済対策の中には盛り込まれておりますし、看護職員の皆様も対象に10月以降収入を3%程度、月額で申し上げますと平均1万2,000円相当、引き上げるための処遇改善の仕組みが創出されるとなっております。そのことにつきましては、現在の予算案の中には4,000円ということでございますが、この分配されるという、コロナの対応で対応し、看護師の皆様方の処遇の改善という観点では、国の方では強化の予算が盛り込まれておるわけでございますけれども、我が南奈良総合医療センター、企業団といたしましてはまだ、その部分というのは補正ということもありますので、今後検討されるということでしょうか。

○園田副企業長

委員長。

○銭谷委員長

園田副企業長。

○園田副企業長

今申し上げたとおり、補助金で対応される分の9月、仮発表の分までは、一応予算で措置をしているわけですが、10月以降の分につきましては、また内容が明らかになりましてから具体的な対応してまいりたいというふうに考えています。

○北委員

委員長。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

今回もこの予算は2021年度の補正予算または、当初予算の方にも盛り込まれた分がございますので、しっかりと現場で頑張ってくださいっている看護師の皆様方、4,000円の部分は十分理解しましたけれども、もし、この令和4年度の診療報酬改定においてということでございますので、今後しっかりとその部分を確認していただきまして、看護師の皆様方の引き続きの処遇の改善、よろしくお願ひしたいと思っております。ありがとうございます。

そして次に6ページなのですが、令和4年度の当初予算、医業収益のところには医療相談ということで小さな枠の中にあります。この医療相談の、ここに収益が設けられておりますけれども、もう少し詳細についてお尋ねをいたします。

○大西事務局次長

委員長。

○銭谷委員長

大西事務局次長。

○大西事務局次長

先ほどのご質問の件なんですけども、医療相談の中には人間ドックの部分と、あと五條市等々の脳ドックの委託を受けていまして、脳ドックの分に係る収益の分を計上しております。

○北委員

委員長。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

わかりました。人間ドック、脳ドックの部分ということで確認をいたしました。医療相談とありますので、本当に日頃から退院後いろんな部分でそのケースワーカーさんとか、

南奈良でも入院された患者様が在宅、施設、いろんな部分でご相談がございますので、医療相談とありましたので、いろんなことを含めて相談を受ける、そういう部分に何かこの収益という部分の中でどのようになっているのかなと思い、質問をさせていただきました。よくわかりました。

続きまして7ページなんですけれども、今丁寧に説明をしていただきましたけれども、右から4つ目の小さな枠の中で修繕料とあります。経費の当初予算の方に案として設けられておりますけれども、この修繕料の内容についてお尋ねをいたします。

○辻村財務用度課長

委員長。

○銭谷委員長

辻村財務用度課長。

○辻村財務用度課長

ご質問ありがとうございます。

修繕料につきましては、いろんな大きな建物の修繕とか医療機器の細々とした修繕でありますとか、建物の器械等の不具合等の修繕をこちらに計上してございます。以上です。

○北委員

委員長。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

細やかな、他に計上されている以外の細やかな部分の修繕料ということで今、答弁いただきました。ありがとうございます。

最後の質問なんですけれども、今、計画について説明をいただき、こちらの方の9ページのところなんですけど、少しお尋ねをさせていただきたいと思います。企業団3病院の連携による最適な医療の提供ということで、本当にこれからの高齢化の中で、または地域包括ケアシステムの構築の中で素晴らしい取り組みだと思っております。そこで、お尋ねをさせていただきます。

精神疾患のところなんですけど、外来診療、精神科医療機関との連携を更に深めていくということですが、この精神科医療機関というのは企業団3病院の連携とありますから、こ

の3病院の連携、もしくは五條、吉野、南奈良それぞれの、また多方面にわたる医療機関との連携でしょうか。

それと、以前からも申し上げておりますが、南奈良、この病院に関しましては、精神科の診察日が1週間に1回ということでございます。コロナ禍の中でもあり、今はストレス社会ということの中で、この精神科の連携をされるに至って、我が病院といたしましては診察日を増やしていくというのは、どのように、令和4年度を迎えた今、考えておられるのか。まず、この2点お尋ねをさせていただきたいと思います。

○松本副企業長

委員長。

○銭谷委員長

松本副企業長。

○松本副企業長

ご質問の精神疾患につきましては、3病院で対応できる領域につきましては、基本的には認知症を含めました疾患になるかというふうに考えております。一方で、いわゆる統合失調症等の精神疾患につきましては、やはり、当院の精神科の外来で基本的には対応しますし、あと周辺の医療機関の精神疾患の病院と連携するという意味でこちらに書かせていただいております。確かに、以前もご説明したことがございますけども、現状、精神疾患につきましては非常に増加傾向にございますし、現在、週1回の二人の外来診療医が精神科、大学の方から来ていただいて対応しておりますけども、現状としては今のところなんとか、今の診療体制で対応しております。今後、増加していく分につきましては十分対応できていないので、これについてはやはり、以前より大学の精神科の教室の方にも働きかけをしておりますけど、現時点ではまだ少し今の連携をしっかりとやっていただけないでしょうかというような返答を大学の方からいただいているというところでございまして、来年度につきましては、まだ診療体制を強化するにはまだ予定はたっていないというところでございます。以上です。

○北委員

委員長。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

松本院長の方からしっかりと要望をしていると。その中で明確な、ゴーすると、よっしゃということはないということをお聞かせいただきました。総合病院ですので、他科に行っている皆様方が精神科をやっぱりかかりたい、かからなくてはいけないという方も増えてきているように思います。引き続きご尽力いただいておりますが、また要望を続けていただきたいと思います。ありがとうございます。

もう1つ、南和地域における地域包括ケアシステムの構築なんですが、今コロナ禍の中、もしくは高齢化社会、まだ、これからも感染症との闘いが続くという観点の中で、やはりオンライン診療ということが、かねがね進めていくということが国としても打ち出されております。ここに南和地域における地域包括ケアシステムの構築、在宅医療支援の強化、ICTの活用とございます。この部分に関しては、今やはり、なかなかすぐに病院に来ることができない。オンライン診療という形で担当の先生が爪の色、お顔の色、状況を聞いていただきながら診察をしていただくという部分が今は増えてきておりますし、そういう機能の計画を進めていくということの中では大事だと思っています。それは、この部分であると認識をさせていただいたらよろしいでしょうか。

○園田副企業長

委員長。

○銭谷委員長

園田副企業長。

○園田副企業長

今、先生おっしゃったとおりでございます、へき地ですね、直接医師が出向くという方法もありますし、先生がおっしゃったようにICTを活用して遠隔で診療するというのも今後は検討していくということでございます。

○北委員

委員長。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

中期計画でございますので、今、副企業長の方から答弁をいただきました。まさしく大

事な観点かと思っております。リアルで来ていただく方、また、いろんな事情で来ることができない方、オンライン診療というのは町医者の皆様方でも増えてきているように思います。ぜひ、この計画を進めていただくにあたって広域な、また利便性のあるオンライン診療の在り方を紐解きながら、この体制整備を作り上げていただきたいなと強く思っております。

以上です。ありがとうございます。

○銭谷委員長

他に。

○和田委員

委員長。

○銭谷委員長

和田委員。

○和田委員

先ほどの質問と関連するんですけども、10ページのですね、決算見込、17億8,900万。これはですね、先ほどの前受金の収益化考えとということ、これなんかさっきの説明やったら経理的な解釈で増えたみたいな話があったんですけど、結局これ、ここに17億円の黒字を持ってくる何か理由があったんですか。

○園田副企業長

委員長。

○銭谷委員長

園田副企業長。

○園田副企業長

左上の方にですね、経営状況ということでこれまでの経常収支比率の推移ということで、例えば平成28年であれば赤字が764と書いてまして、7億6,400万。平成29年であれば269ということで、2億円余り赤字があったわけですけども、本来、赤字が出たときの対応として、例えば県と市町村で半分ずつ補てんをするというような取り組みになっていましたけども、これについては現金、キャッシュフローベースでみると、赤字ではないので、今まで県なり市町村から支援をいただかなかったという説明をしてきたわけですけども、それが、結局何が原因かっていうと、現金ベースでの収入と減価償却と

か現金を伴わないベースでの収支が実際合っていないので、その辺が大変、非常に分かりにくいということで、財務状況を実際の状況に合わせたいということで今回、経理処理をするということでございます。

○和田委員

経理的な解釈の考え方は今おっしゃられたこと。何か今までと変わったわけですか。

○園田副企業長

委員長。

○銭谷委員長

園田副企業長。

○園田副企業長

長期前受金の12億円を今、収益化するか、あるいは、例えば20、30年後にですね、建物を建て替えたときに収益化するかの違いで、今、収益化できる12億円があるので、今の時点で収益化した方が現状の企業団の財務状況が明らかになるので、わかりやすくなるので今、収益化をしたということでございます。ですから、今後ですね、例えば今12億円収益化しなかったとしたら、また赤字が出たときに、いや、実は実際は赤字ではないんですよという説明をしないといけなくなりますので、そういった説明が非常にわかりにくいということで、現実の財務状況を財務諸表ではっきりと明らかにしたいということで、今回の前受金処理をしたということで、非常に12億円って大変大きな黒字額ですので、何か今回の整備に合わせて操作をしたんじゃないかというふうに捉えてしまうんですけども、実際に財務の状況として12億円の誤差が生じているということですので、それを今回、収益化して現実の財務状態を反映した財務諸表にしたいということで、経理処理をしたということでございます。

○和田委員

黒字はありがたいと思うし、税金とか、あまりにも黒字しすぎたら税金、余計払わなみたいなる。そんな話もあるんで、今までの解釈と今回の解釈が変わったんやったら、もうちょっとそこらへん分かりやすい説明が必要なんではないかと思います。以上です。

○銭谷委員長

園田副企業長、よろしいですか。

○園田副企業長

はい。

○銭谷委員長

他に。

○小西委員

はい、委員長。小西です。

○銭谷委員長

小西委員。

○小西委員

はい。すいません、8ページの資本的支出の一番下の車両購入費の関連なんですけれども、4月1日から道路交通法の改正によりまして、社用車を運転する場合には、アルコール検知器をチェックしてから運転せよと。なお、その記録は1年間記録として残しなさい。それで、常時、検知器は車の中に積んどきなさいというのは、そこが10月からなるということで、その辺の、まず社用車が何台ぐらいあるのかが分かればということと、安全運転管理者というのが選任ということで、正副とか、5台以上は正だけと。10台以上は正副置きなさいとかいう記録があるんですけども、すぐそういった答えが出ないようであれば、まず、そのアルコールのそういったことが調べているかというか、どういうふうな対策をしているかだけでも結構ですので教えてください。

○辻村財務用度課長

委員長。

○銭谷委員長

辻村用度課長。

○辻村財務用度課長

お答えいたします。南奈良総合医療センターの方で12台、車が現在ございます。あと吉野、五條でも合わせて今6台あるんですけども、ちょっと年度末で2台ほど廃車の予定をしてございます。仰せのとおり、アルコールの検出の話はうちにきておりまして、検知機器を今購入の手続きとっているところでございまして、なかなか手に入らなくて4月1日には機械が入るかかどうかというところへんで、もうちょっと時間かかりそうなんですけれども、10月までにはきちんと揃えて対応したいと考えております。以上です。

○小西委員

委員長。

○銭谷委員長

小西委員。

○小西委員

はい。この情報、私も最近知ったばかりで、今言われたように機械ってなかなか、よーいドンでしたら揃えるの大変やと思います。ですので、一番は事故がないようにというのは当然でございます。順次、揃えていただいて、台数が増えたら、いろいろなそういうチェックですね、必ず何台要るといのはちゃんと確認しながら、安全運転ということをしていただけたら今回私の質問はいい質問だったかなと思いますのでよろしく願いいたします。以上です。

○銭谷委員長

他にありませんか。

○松田委員

はい。

○銭谷委員長

松田委員。

○松田委員

はい。私は医療情報システム更新事業の方ですが、こちらの方では出産できないけれど検診は受けられて、医大の方ではバースセンターっていうのがあって、そちらで出産が可能。そしたら、そちらの方での経過のカルテっていうのは医大の方でも共有してみることができるんであろうかということで効率的な、状況を見て把握していただいて安全な出産の方にできるのかどうか。それとこちらの方で診ていただいて、医大の方で少し医療の方であったりとかいうのが必要な場合、共有化っていうのができないのかどうかっていうのをお聞きしたくて聞かせていただきました。できるだけ、やっぱり医療情報のシステムの方のできるだけ効果的、効率的な方法というのを考えられてないのかっていうのをお教えください。

○銭谷委員長

松本副企業長。

○松本副企業長

委員ご質問の周産期システムの件でございますけども、開院時より当センターと奈良医大の産婦人科、そしてバースセンター、総合周産期母子医療センターとですね、医療情報が共有できるシステムで構築しておるところでございます。その結果、妊婦検診は当院で基本的に行いまして、医大の方から医師とそして助産師がお見えになっていただいております。妊婦検診をしております。そして、産後につきましては、同じシステムで産後の検診を当院で行う。分娩につきましては、基本的にはバースセンターで分娩という形になりますので、そのまま、もちろんバースセンターに分娩前に、一度受診はさせていただきますけども、基本的には医療情報はすべて共有できておりますので、仮に何か異常があったとしても大学の方に運ばれますと、それまでの診療情報がすべて大学の方で分かる。その逆もあるということでございます。以上でございます。

○松田委員

委員長。

○銭谷委員長

松田委員。

○松田委員

すいません。そちらの方の共有ができるというのは電子カルテを用いての方法ということでしょうか。

○松本副企業長

はい。

○銭谷委員長

松本副企業長。

○松本副企業長

はい。電子カルテのシステムのところに別立てで周産期システムを導入してあるということでございます。

○松田委員

最後、すいません。こちらで診察受けたことは医大の方でも内容が見れるということのシステムでよろしいんですね。

○松本副企業長

さようです。すべて受診、診察状況と検査もエコーとかも見えます。すべての情報が向

こうで見れるということでございます。

○松田委員

こちらの方で治療受けていて医大の方で急変したりとか、まずは高度な医療が必要になった。そういうときの電子カルテの共有は無理なんですか。今回のシステムの方の更新事業の方では、そういう位置的な電子カルテの方向というのは検討されてない。

○杉山企業長

委員長。

○銭谷委員長

杉山企業長。

○杉山企業長

今、医大との連携というご質問ですけど、先に申し上げますと、へき地の診療所は電子カルテ入れていただいて、そこと企業団の3病院とは繋がってますので、お互いの情報をそれぞれが見れる状況。ですから、例えば救急車あるいはドクヘリで杉山なら杉山が南奈良へ運ばれるよということであれば、これは緊急事態ですので、患者さんの了解もとることなくですね、救急センターの医師は電カルで村の診療所の受診歴とか検査結果とかをあらかじめ見てる状態で、患者さんの到着を待つというような状況ができています。それはあくまでもこの地域の話。今ご質問の医大との間で、先ほど院長が申しあげましたけども、当初開院の時に妊婦さんのその辺のリレーについてはきちっとしないといけないということで、別立てに予算を取ってといいますか、大学の方と企業団の方でシステムを組んでですね、情報が共有できるというところまでいってるんですけども、大学との間はそこで今止まっておるんですね。ですから、さらに、例えば心臓であったり、脳であったりというような情報が、こちらで診てる検査のデータがですね、オンラインの中で医大のドクターがパッと見れるかというのは、今はそういう状況にございません。ただ、ここは大きな課題ですので、まさに県の方がデジタル化の推進ということで、例えば医療情報について、当然、県内全部の病院というのもいきなり、あまり突飛ですので、例えば県立系の7病院、医大と企業団の3つ、病院機構の3つ、この7つで何かそういうふうなことができないかどうか、するとしてもどんなハードルがあるのかというのを、まさに県の方が新年度予算で検討もされるという状況なので、その方向性見極めて企業団としても必要な対応をしていきたい。ただ、現時点でできているかどうかというと、今はできてないという状況です。

○銭谷委員長

松田委員、よろしいですか。

○松田委員

はい、結構です。

○銭谷委員長

他にありませんか。

ないようですので以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

議第2号「令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について」、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

議第2号については、原案どおり可決することに決しました。

◎1. 付託議案について

(3) 議第3号 南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

(4) 議第4号 南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

○銭谷総務委員長

次に、条例改正に係る議案は一括して審議します。

議第3号、「南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、議第4号、「南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について」、理事者の説明を求めます。

○園田副企業長

委員長。

○銭谷総務委員長

園田副企業長。

○園田副企業長

肌色の資料をお願いします。令和4年第1回定例会議案説明資料の方をお願いいたします。肌色の資料です。

資料の12ページをおめくりいただきたいと思います。12ページでございますが、「南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、説明をさせていただきます。これは人事委員会勧告の趣旨を踏まえまして、企業長、副企業長の期末手当の支給割合を引き下げるものでございます。

改正の概要でございますが、(1)が期末手当の支給割合の変更でございます。具体的な数値は右側に記載のとおりでございます。

それから、(2)でございますが、今年度の期末手当の引き下げに相当する額につきましては、次の給与ということで、令和4年3月支給分で調整をすることといたしております。企業長の給料月額につきましては、条例で定まっておりますので、3月分の給料月額についてのみ、今回附則で定めをするものでございます。

なお、一般職員につきましては、12月に職員給与規定等の改正によりまして、同じように期末手当の支給割合を引き下げしているところでございます。

おめくりいただきまして、13ページは改正案文と新旧対照表でございます。

おめくりいただきまして、14ページでございます。14ページは議案の4つ目で、「南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について」、でございます。現在、医療担当の副企業長につきましては、奈良県職員から引き続き企業団職員となりまして、副企業長として在職をしているところでございますが、今年度、企業団の一般職員としての定年である満65歳を迎えることから、退職手当の支給につきまして、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、企業長、副企業長がその任期中に一般職員としての定年に達したときは、そのときに退職手当を支給することといたしまして、その後企業長、副企業長、退職したときには退職手当はもう支給しないというふうに改めるものでございます。

おめくりいただきまして、15ページは改正案文と新旧対照表でございます。

説明につきましては以上でございます。

何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○銭谷総務委員長

理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第3号及び議第4号に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○銭谷総務委員長

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

議第3号及び議第4号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷総務委員長

異議なしと認めます。

議第3号及び議第4号については原案通り可決することに決しました。

◎3. その他

○銭谷総務委員長

続きまして、この機会に何かございますか。発言する委員は挙手をお願いします。

○大丸委員

委員長。

○銭谷総務委員長

大丸委員。

○大丸委員

すみません。ドクターヘリと医師のことでお尋ねしたいんですけど、先だってうちの地元の方がドクターヘリで運ばれたっていうケースがありまして、運ばれたんが天理病院やったと。そういう場合は医師の往診料というのが発生しますがね。運ばれた人の家族の人はヘリコプター代が必要やっっていうようなことで、問合せがきたんですよ、僕のところへね。よくよく前もそんな事例あったんですけど、結局違う病院に行ったら、ここへ来たらここでの診察料とかいるので、分からんようになるわけですよ、診察料というのは。結

局ここにかかるから、この病院でかかるとるっちゅうふうになるわけですやろ。天理病院とか運ばれたらって結局、こっち側にも往診料というのがかかるわけですね。その辺のね、運ばれた人にその辺のところは分かりやすいようなね、何かそのときに書いたもの渡すとか、そういうような処置ってできないんですかね。言うてること分かってくれますかいな。

○松本副企業長

委員長。

○銭谷総務委員長

松本副企業長。

○松本副企業長

委員のご質問のドクターヘリでございますけど、もちろんドクターヘリの何と言いますか、運行料と言いますか、その負担分はないかと思えます。それについては。あとは、医師、看護師が乗って行きますので、それについて一定の医療処置を行いますので、いわゆる往診と言いますか、その分の診療報酬は発生いたしますので、それは当院から出ていきますので、当院の方で清算するという形になっておりまして、あとはそれぞれ搬送先の病院で診療が発生すれば、そちらの方の会計ということになっております。あえて申しますと、ですから、診療に来ましたので往診料いただきますというようなものを周知すればいいということでございますでしょうか。

○大丸委員

委員長。

○銭谷総務委員長

大丸委員。

○大丸委員

結局、その病院が、南奈良総合医療センターに運ばれた場合はね、ここの病院でかかるとるから会計がいっしょくたになりますやんか。分からないわけですよんか、はっきり言うたら。けど、結局、天理病院とか医大とかに運ばれた場合は、そこでも医療費が発生するし、入院されたりとかしますやんか、どっちにしてもね。こっちはその往診料というのが要ると、いうのが後から請求が来るもんやから、何かトラブルになるというのがちょいちょい聞きますねんわ。何で二重に払わなならんねやというのとかね。だから、その辺の

ところをきっちり搬送された方とか、家族の人に分かるように、その場、その場で説明するようなことちゅうのはできへんのかな思って。何か書いたもんだけ貰ったんやって、ヘリコプター代かかるねんてなっちゅうこと言われたんやけどね、それはないんやと。救急車と同じ感覚してもらたらしいんやということ説明さしてもうてんけどね。ちょっと前にもそんなことあったんですよ。その人も医大かどっかへ運ばれたみたいで、ここの請求が後から来るわけですよんか。請求をせなあきませんやんか、ここかってやっぱり、タダでするわけにいかんのでね。だから、使ったときに、その辺のところ家族の人とか本人さんらに分かるようなね、説明の仕方とか取り組みのやり方ないんかな思って。こないだからどないかしてせやな、またそういうふうな何ちゅうかトラブルというか、後で払わんなんやないかっていうようなことが起こるんじゃないかと思えますんで。その辺のところ、参考までに聞いてもらえたらなということで、今、発言させてもらいましてんけど。

○銭谷総務委員長

松本副企業長。

○松本副企業長

委員ご質問のことよく分かります。実際往診させていただいて、南奈良へ入院いたしますと、そのまま引き続きの入院でございますので、もうこれは入院診療という形になってしまいますので、別立てで往診料をいただくということにはならないということになりますので、そういう形になります。

しかしながら先ほど申しましたように、他院へ運ばれたとき、往診料については当院の方が請求するというので、一応、病状がドクターヘリで行っているような状況ですので、どこまでご理解いただけるかということもあるんですけども、一応、行った先のところで、医師、看護師の方から往診料と言いますか、後で請求があるということの説明は、どこまで理解できているかという問題もございますけど、一応しているようでございます。ただ、文書としては渡していないということもございますので、その点はまた考えさせていただこうかなと。

○大丸委員

やっぱり誤解招いたら、あれですもんね。よろしくお願いします。

○松本副企業長

分かりました。

○銭谷総務委員長

よろしいですか。他にありませんか。

○脇坂委員

すみません。昨年の暮れやと思いますが、私の知人がマンモグラフィとかマンモエコーを受けまして、そのときに受けた医師も検査技師さんも女性の方ということで、安心して受けれる、なかなかよかったと、というようなこと聞いたんですが、これは先生もうそういうようにシフト組んではるんですか。

○松本副企業長

委員長。

○銭谷総務委員長

松本副企業長。

○松本副企業長

なかなかマンモグラフィとかの対応につきましては、これまで女性の技師の獲得が難しかったですので、ときには男性で対応せざるを得ないというようなこともあったんですけど、なるべく女性が対応できるようにということで、女性技師の獲得に努めておるところでございますので、現状としては基本、女性技師が対応するようにさせていただいております。ただ、件数が今後増えてまいりますので、それこそ今後、まだまだニーズが高うございますようでしたら、更にそういった女性技師の獲得を、更にですね必要になってくることもあり得るかと思っておりますけど、現状としてはちゃんと対応しているかと思いません。

○脇坂委員

委員長。

○銭谷総務委員長

脇坂委員。

○脇坂委員

ありがとうございます。大変喜んでおりましたので、その方向でなるべくお願いしたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○銭谷総務委員長

他にありませんか。

理事者側から何かありませんか。

ないようですので、以上でその他事項の質疑等を打ち切ります。

◎審議終了

○銭谷総務委員長

以上をもちまして、本日の当委員会で予定していました事項の全てについて、審議が終了いたしました。

◎継続審査申出

○銭谷総務委員長

続きまして、会議規則第67条の規定により、閉会中の継続審査事項として、企業団規約第4条に定める企業団の共同処理する事務全般について、議長に申し出たいと思います。

その理由としては、前回と同様に、業務等の進捗に応じた理事者側からの報告事項等について、当委員会で審議するためであります。

お諮りいたします。

当委員会の閉会中の継続審査事項として、企業団規約第4条に定める企業団の共同処理する事務全般について、議長に申し出ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷総務委員長

異議なしと認めます。

当委員会の閉会中の継続審査事項として、企業団規約第4条に定める企業団の共同処理する事務全般について、議長に申し出ることになりました。

◎委員長報告

○銭谷総務委員長

次に、本会議において、当委員会での審査の経過と結果につきまして、委員長報告を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷総務委員長

異議なしと認めます。

当委員会での審査の経過と結果につきまして、本会議で委員長報告を行うこととします。
議長のお取り計らいをお願いします。

委員長報告の内容につきましては、私に一任でお願いしたいのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷総務委員長

異議なしと認めます。

審議内容をまとめて作文している時間がないので、不出来な面はご容赦いただきますようお願いいたします。

◎閉会宣告

○銭谷総務委員長

最後になりましたが、委員各位のご協力によりまして、円滑に審議を進行することができましたことを感謝申し上げます。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。ご苦労さんでした。

閉会 午後 3時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

令和4年3月2日

議 長 秋 本 登志嗣

署 名 議 員 大 丸 仁 志

署 名 議 員 藤 富 美恵子